

(壁付暖炉)

第 6 条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 背面及び側面と壁等との間に 10 センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものの場合にあつては、この限りでない。
 - (2) 厚さ 20 センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。
- 2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号から第 12 号までを除く。）の規定を準用する。

○火災予防規則

(炉等の防火上支障のない措置)

第 9 条の 2 条例第 3 条第 3 項ただし書（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 3 第 2 項及び第 8 条の 2 において準用する場合を含む。）に規定する防火上支障のない措置を講じた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 屋内に設けるものにあつては、炉等の周囲に 5 メートル以上、上方にあつては 10 メートル以上の空間を保有するとき、又は炉等を設置する部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が令第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条若しくは第 18 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているとき。
- (2) 屋外に設けるものにあつては、炉等の周囲に 3 メートル以上、上方にあつては 5 メートル以上の空間を保有するとき、又は不燃材料（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた外壁（開口部には、防火戸（条例第 3 条第 3 項に規定する防火戸をいう。以下同じ。）が設けられているものに限る。）等に面するとき。

(点検及び整備の要領等)

第 13 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検及び整備並びに第 12 条第 1 項第 9 号（条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 14 条第 2 項及び第 4 項、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項並びに第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検、絶縁抵抗等の測定試験及び補修の結果は、記録し、その記録を 2 年間保存しなければならない。

○福山地区消防組合告示第 5 号

必要な知識及び技能を有する者の指定

平成 4 年 7 月 1 日
福山地区消防組合告示第 5 号

福山地区消防火災予防条例（平成 2 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号、第 12 条第 1 項第 9 号及び第 19 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、「必要な知識及び技能を有する者」を次のように指定する。

- 1 条例第 3 条第 2 項第 3 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第 4 条第 2 項、第 8 条及び第 8 条の 2 において条例第 3 条第 2 項第 3 号を準用する場合に限る。）

- (2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2・3 （略）

【解釈及び運用】

本条は、建築物の壁に組込み、又は一体となって築造される壁付暖炉に対して規定したものである。

壁付暖炉は、燃料として薪を使用するものが多く、かつ、洋風の建築物においてしばしば見受けられるものである。しかし、最近では、単に装飾の目的で造られるもの、移動式のストーブを入れて利用するもの等、特に煙突を設けることを必要としない模造壁付暖炉が多く見受けられる。これら模造的なものはもちろん本条の対象とはならず、移動式のストーブを入れたものは、その燃料種別ごとにそれぞれ条例第 19 条から第 22 条に規定する器具の規制を受けることとなる。

1 第 1 項

(1) 第 1 号

壁付暖炉の背面及び側面は、伝熱による火災危険を少なくするため、壁、柱その他建築物の部分から 10cm 以上の間隔を保たなければならないことを規定している。た

だ、壁等が耐火構造（間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものに限る。）の場合は、火災発生危険がないため、これを除外している。

(2) 第 2 号

壁付暖炉の耐火性について、その構造を規定し、目地の緩みその他のき裂等を発見しやすいように、背面の点検ができる構造とすることとしている。しかし、前号ただし書の規定により間隔を保つことを要しない場合には、前号の趣旨からみて、特に背面状況を点検できる構造としなくてもよいように運用することが適当である。

2 第 2 項

条例第 3 条（炉）の位置、構造及び管理についての規定が、同条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号から第 12 号までを除いて、壁付暖炉に準用されることを規定している。

（表 6－1 参照）

表 6－1 「壁付暖炉」基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
3	1	2	可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設置
		3	可燃性ガス等が発生し、又は滞留しない位置に設置
		4	避難の支障となる位置に設置しない
		5	有効な換気を行うことができる位置に設置
		6	不燃材料で金属以外の床上に設置（屋内に設ける場合）
		8	地震等により容易に転倒等しない構造
		13	熱風炉に附属する風道の構造、可燃性物品からの離隔距離
		14	固形燃料を使用する場合の構造
		15	液体燃料を使用する場合の附属設備の構造
		16	液体燃料又は気体燃料を使用する場合の構造
	16 の 2	16 の 2	液体燃料又は気体燃料を使用する場合の安全装置
		16 の 3	気体燃料を使用する場合の配管・計器等の附属設備の基準
		17	電気を熱源とする場合の基準
	2	1	設備周囲の不要物品の整理等
		2	設備及び附属設備の点検及び整備
		3	液体燃料及び電気を使用する場合の点検者の指定（告示第 5 号）
		4	本来の使用燃料以外の燃料の使用禁止
		5	異常燃焼を生ずるおそれのある設備に監視人の配置
		6	燃料タンクの転倒防止措置等
	3	—	不燃材料による区画（入力 350kW 以上の場合）
	4	—	液体燃料を使用する場合の構造及び管理